

紀南環境広域施設組合規則第2号

紀南環境広域施設組合職員単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月10日

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合職員単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則

紀南環境広域施設組合職員単身赴任手当支給規則（平成25年紀南環境広域施設組合規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「6,000円」を「8,000円」に改め、同項第2号中「13,000円」を「16,000円」に改め、同項第3号中「20,000円」を「24,000円」に改め、同項第4号中「26,000円」を「32,000円」に改め、同項第5号中「33,000円」を「40,000円」に改め、同項第6号中「38,000円」を「46,000円」に改め、同項第7号中「43,000円」を「52,000円」に改め、同項第8号中「48,000円」を「58,000円」に改め、同項第9号中「53,000円」を「64,000円」に改め、同項第10号中「58,000円」を「70,000円」に改める。

附則第2項中「26,000円」を「30,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。